第9回レセプト情報等の提供に 関する有識者会議

### 基本データセットについて

平成24年3月7日 厚生労働省保険局総務課

### 基本データセット整備の概要

### 早期に整備するデータセット

- サンプリングデータセット (本日の議題)

  - 探索的研究へのニーズに対応し、安全性に十分配慮したデータセット を、今後改善していくことを前提として試行的に提供する。
  - 平成24年4月を想定している次回の申出受付では、第一回申出で不承 諾となった申出者に限定し、審査のうえで提供を決定する。

#### 練 習 用 デ ー タ セット

- 申出予定者や研究者が実際に格納されたレセプト情報等の把握に役 立つよう、架空のデータセットとして作成する。
- 平成24年3月21日の第2回事前説明会での提供を目指す。
- その他のデータセット
  - 24年度の厚生労働科学研究(「汎用性の高いレセプト基本データセット 作成に関する研究 ( 24010201)」)の成果などを踏まえ、整備を進め ていく予定としている。

### サンプリングデータセット:対象・抽出方法

### > 対象となるレセプト

- | 平成23年10月診療分、単月 | のレセプト情報とする。
  - 年末年始や年度変わり、学休期間、ゴールデンウィーク等祝日の多い月を回避し、10月とした。
- 「医科入院」、「DPC」、「調剤」は、それぞれ単月のみの情報とする。「医科入院外」は、月をまたいで処方薬を入手する事例があるため、同一月および翌月の調剤レセプトを紐付ける。
  - あらかじめ所定の割合で抽出を行ったうえで、ハッシュ値を用いて紐付けを行う。
  - ハッシュ値による紐付けのため、100%捕捉することはできない。

### ▶ 抽出方法

レセプト種類毎に、次のように抽出を行う。(レセプト数、容量等はおおむねの推計)

ひと	月あたりの集計(概算)	全レセプト数	抽出率	抽出後レセプト数	抽出後データ容量
入院	医科入院	140万	100	14万	1.2GB
	DPC	92万	10%	9万	1.6GB
入院外	調剤	4,851万	10/	49万	0.8GB
	医科入院外(+調剤)	7, 756万	1%	78万	1.8GB(+1.6GB)

• なお、性別、5才刻み年齢別に母集団と構成比率が変化しないよう、抽出を行う。

## サンプリングデータセット: 匿名化処理

#### > 基本的な匿名化処理の方針

- 傷病名や診療行為といった患者に関する情報で、レセプトに出現する回数の少ないコードがそのまま記載されていると、患者の特定可能性に留意する必要が生じる。一方で、出現回数の少ないコード情報を含むレセプトをすべて削除してしまうと、母集団の性質が反映されないサンプルとなる恐れがある。
- したがって、出現回数の少ないコード情報を特定のコードで代替(ダミー化)することで匿名化処理を行う。
  ※匿名化の手法については、第8回有識者会議での議論(本資料P10-13)も参照。

#### > 匿名化処理の対象

マスターのあるコード分類のうち患者の特定可能性を下げる観点で必要と思われる以下について匿名化を行う。

傷病名マスター

医科診療行為マスター

医薬品マスター

- 「特定器材マスター」「コメントマスター」「調剤行為マスター」「修飾語マスター」については<u>匿名化を行わない</u>
- > 匿名化処理の基準
  - 「医科入院」「DPC」「調剤」「医科入院外」各レセプト種別において、それぞれのマスターごとに、何回コードが出現しているかを算出する。
  - これを全てのレセプトで合計し、総出現回数を求める。
  - 出現回数の少ないコードから順に、総出現回数の<u>0.1%</u>に達するまで、匿名化を行う (「0.1%ルール」)。

#### ※DPCについて(詳細)

• DPC診断群分類に対しても、「0.1%ルール」に沿って匿名化を行う。また、傷病名(SB)、診療行為及び医薬品のコーディングデータ (CD)、出来高部分の傷病名(SY)、診療行為(SI)、医薬品(IY)等、各コードについても「0.1%ルール」を適用する。

## サンプリングデータセット: 匿名化処理

- ► 匿名化処理の基準:「医科診療行為マスター」における 例外的な扱い
  - 「医科診療行為マスター」においては、以下のような論点がある。
    - 「再診」「処方せん料(その他)」「明細書発行体制等加算」など、数千万件単位で算定されている入院外診療行為があるため、「0.1%ルール」を適用すると、レセプト出現回数が2,000程度に達する診療行為でも、匿名化されてしまう。

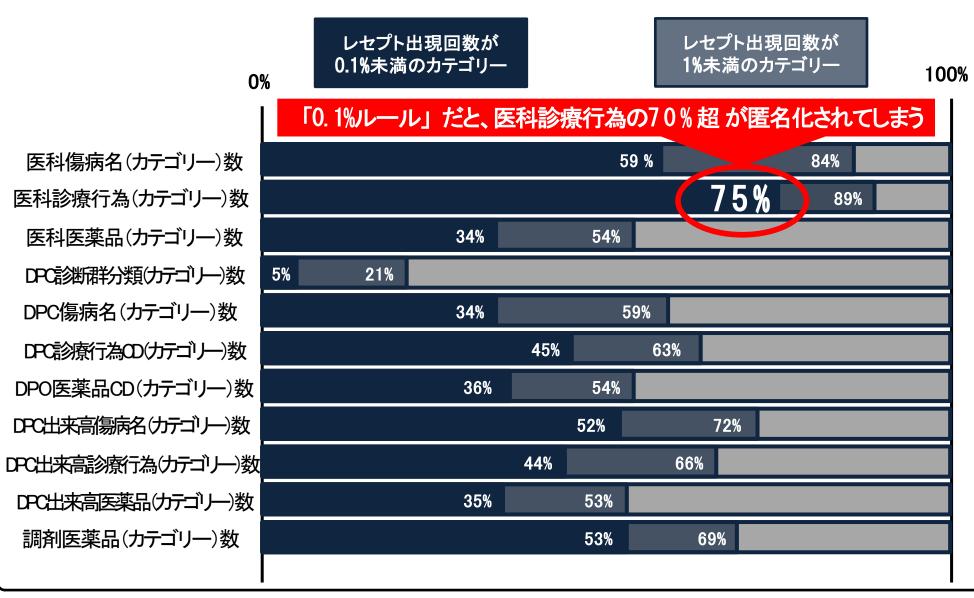
匿名化される診療行為例:往診(深夜)加算、胃洗浄、腹腔鏡下胆嚢摘出術など。

- 入院中に実施される診療行為、とくに手術の多くが匿名化されてしまう。
- 「0.1%ルール」が適用された場合、他のマスター(傷病名、医薬品(医科、調剤))においては、レセプト 出現回数がおおよそ100~200程度のコードが匿名化されている。



• したがって「医科診療行為マスター」においては、「0.1%ルール」をさらに緩和してはどうか。すなわち、「レセプトでの出現回数」が全出現回数の0.01%以下(レセプト出現回数が100~200程度までのコードが 匿名化される水準)の診療行為コードについて匿名化してはどうか。

### ある月のレセプトごと各コードの出現回数比



## サンプリングデータセット:対象月の基礎情報

サンプリングデータセット対象レセプト情報 (平成23年10月診療分)

	レセプト 総枚数	データ総容量	1レセプトあたり ファイル容量
医科入院	1, 402, 187枚	12. 1GB	8. 6KB
医科入院外	77, 559, 281枚	175. 6GB	2. 2KB
DPC	915, 517枚	16. 7GB	18. 2KB
調剤	48, 513, 258枚	87. 4GB	1. 8KB

(※)本データは、平成24年2月現在において格納されているレセプトデータの総数である。

### <u>サンプリングデータセット:</u>その他の処理

#### ▶ 匿名化したコードの点数情報について

- 「医科診療行為マスター」「医薬品マスター」においてコードを匿名化する際には、それらコードの点数情報についても匿名化する。ただし他の行で合算されている場合にはそのままとする。
- 「記録されている点数から匿名化したコードを推定してはならない」という約束を明記する。

#### > 高額レセプトの扱い

- 保険局で行っている医療給付実態調査において、点数階級分布で使用している「入院診療700,000点以 上」「入院外診療50,000点以上」に該当するレセプトを最初に削除したうえで抽出を行う。すなわち、該 当レセプトは母集団から削除される。
- 上記のレセプトを最初から削除する理由は、医薬品など点数情報が別の行で合算されている場合、点数情報を匿名化することが難しく、「高額群」として一括りにしたレセプトの点数が、他の情報から推定できてしまう恐れがあるためである。

### **その他削除した項目**

- 公費医療レセプトは、公費医療であることを確認できる情報をすべて除いたうえで、抽出を行う。レセプト数が多いことから、レセプトそのものを抽出前に削除することは行わない予定である。
- 医科及びDPCレセプトで、移植医療を受けた患者のレセプトに含まれる臓器提供者関連情報はすべて削除する。
- その他、以下に該当する項目は削除する。

保険者に関する情報

医療機関コード

都道府県情報

#### **> 各種マスターにないコードの扱い**

いずれのレセプトにおいても、データとして残っているコードが、同時期の「マスター」では確認できない事例がある。
 →平成23年10月のマスターと照合し、マスターにないコードの情報は削除する。

# (参考)ある月における高額レセプトの状況

<b>甲士上米</b>	出現頻度			
累計点数	医科入院	DPC		
100,000~	4.5%	14.04%		
200,000~	0.50%	2.57%		
300,000~	0.16%	0.80%		
400,000~	0.072%	0.33%		
500,000~	0.036%	0.16%		
600,000~	0.016%	0.063%		
700,000~	0.008%	0.022%		

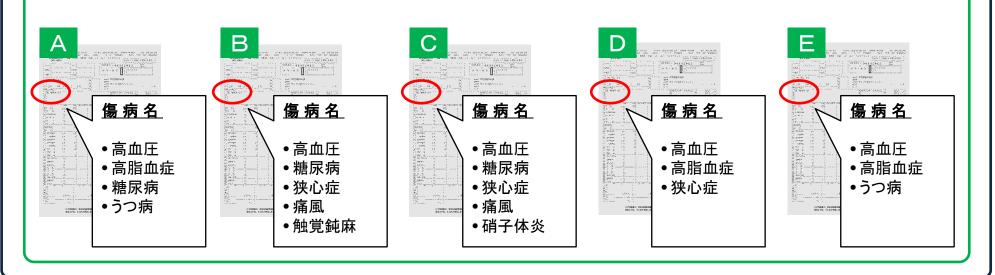
田三上半	出現頻度			
累計点数	医科入院外	調剤		
30,000~	0.40%	0.038%		
40,000~	0.15%	0.021%		
50,000 <b>~</b>	0.042%	0.014%		

#### 4. 匿名化処理をどう行うか?

- レセプトに出現する回数が少ない情報(たとえば「傷病名」、「診療行為」、「医薬品」コード)が含まれていると、それらの情報から個人が特定されてしまう可能性が高くなる。このため、レセプトに出現する回数が少ないコードについては、一定の割合で匿名化処理を行うこととしてはどうか。
- マスターが用意されている各コード(「傷病名」「診療行為」「医薬品」など)において出現回数の低いものを一定数 匿名化すると仮定する。その際、レセプトに出現する回数を基準にして匿名化の基準を定めるとなれば、どの程 度の数の傷病名コードを匿名化することになるだろうか?

例:循環器内科外来に通院する方の以下AからEの5枚のレセプトにおいて、個人が特定される可能性を下げるため、これら5枚のレセプトに記録されている傷病名を、出現回数を基準として少ないものから10%匿名化するとしたら?

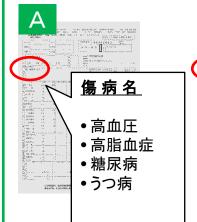
※ この事例は架空の設定にもとづいたものであり、必ずしも実態を反映したものではない。



栏
集
-1
H 1
少十
niti =
417
==

	1	2	3	4	5	6	7	8	
傷病名	触覚鈍麻	硝子体炎	ゔ病	痛風	糖尿病	高脂症	狭心症	高血圧	合計
出現回数	1	1	2	2	3	3	3	5	20
レセプト	В	С	A, E	B, C	A, B, C	A, D, E	B, C, D	A,B,C,D,E	
全出現回数 に占める割合	5%	5%	10%	10%	15%	15%	15%	25%	100%













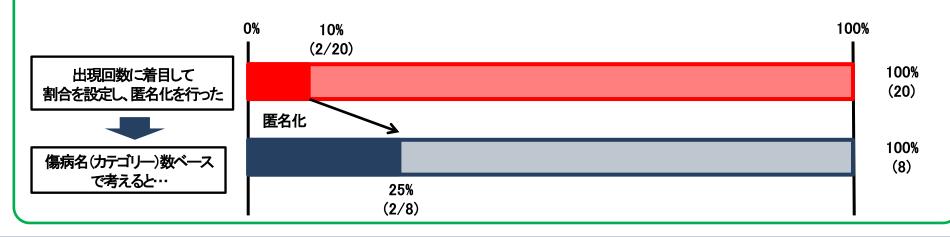


うつ病

BとCの区別がつかなくなった

#### <u>傷病名(カテゴリー)数とレセプト</u>出現回数の関係

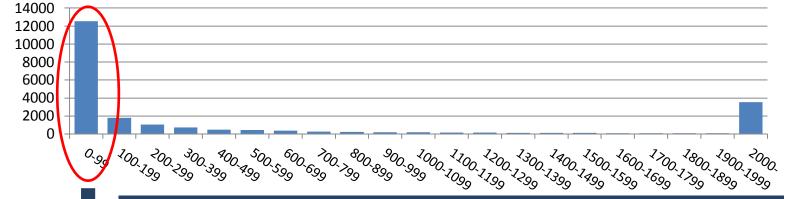
- この事例では5枚のレセプトの匿名性を高めるため、5枚のレセプトに出現する傷病名の<u>出 現 回 数 の 少</u>
  ないものから「10%」を匿名化することを考えた。
- 集計結果から、1度しか出現しなかった「触覚鈍麻」「硝子体炎」を合計すると10%に達したためこれらを匿名化した。その結果、傷病名からは[B]と[C]の区別がつけられなくなるなど、5枚のレセプトの匿名性を高めることができた。
- しかし、「出現回数」を「10%」に設定することで匿名化した傷病名は「触覚鈍麻」と「硝子体炎」の2傷病名 (カテゴリー)であり、これはこの5枚のレセプトに出現する全ての傷病名(8傷病名(カテゴリー): 「触覚鈍麻」「硝子体炎」のほか、「うつ病」「痛風」「狭心症」「高脂血症」「糖尿病」「高血圧」)のうち、 「25%」に相当する。
- つまり、出現回数の少ない傷病名や出現回数の多い傷病名があるため、傷病名(カテゴリー)数から みた匿名化の割合は、「出現回数」を基準にして設定した匿名化の割合よりも高い割 合をとることとなる。これを帯グラフで表すと、以下のようになる。



第8回有識者会議平成24年2月10日

#### <u>(参考)ある月の医科レセプトにおける各傷病名(カテゴリー)の出現回数から</u>





レセプト に出現 する回数

ひと月に100回未満しかレセプトに出現しない傷病名(カテゴリー)が<u>12,000以上</u>と、傷病名(カテゴリー)全体(22,890として計算。傷病名(カテゴリー)数はマスターの更新時期によって変動する)の半分超を占めている。したがって、レセプトに出現してくる傷病名(カテゴリー)のほとんどは、出現回数の高い数10パーセント程度の傷病名(カテゴリー)でカバーされているのが実態である。

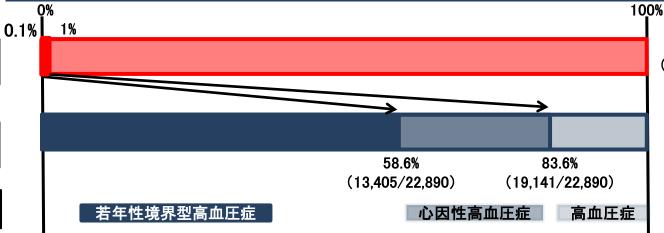
例:この月の場合、レセプトに記録される傷病名の出現回数のうち99%は、傷病名(カテゴリー)全体の16.4%、3,749の傷病名(カテゴリー)のみでカパーされている。下図参照。

1か月の医科レセプトに 出現する傷病名数総計



傷病名(カテゴリー)数ベース で考えると・・・

(参考)高血圧に関する 傷病名(カテゴリー)



100% ( 367,762,472 )

> 100% ( 22,890 )